

大学院外国人研究生出願に係るQ & A

Q1

出願書類はどのようにして入手できますか？

A1

様式は東京大学大学院教育学研究科のホームページ(<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/>)から出力(プリントアウト)してお使いください。

Q2

正規(修士・博士)課程へ入学希望で、その前に研究生に出願することは可能ですか？

A2

大学院外国人研究生とは、指導教員のもとに特定事項の研究を行う外国人学生のことであり、正規(修士・博士)課程への入学を念頭とした、予備校としての機能・位置づけのものではありませんのでご注意ください。

Q3

6月に卒業予定ですが、10月入学への出願資格はありますか？

A3

出願要項に明記してある通り、出願に際しては、出身大学から発行された卒業証明書の提出が必要です。

出願期間までに卒業していない場合は出願資格を有さないことになります。

なお、卒業見込み証明書は受け付けません。

Q4

学位記の原本しか持っていないので原本を送ってもいいですか？

A4

原本は送らないでください。

原本以外の証明書発行が不可能な場合は、発行機関にコピーしてもらい、その上で原本証明印を押印してもらってください。ご自分で取ったコピーは受け付けません。

Q5

日本語能力試験 N1「認定結果及び成績に関する証明書」の提出について教えてください。

A5

公平で客観的な観点から能力を審査するために、財団法人日本国際教育支援協会から発行された公的な証明である日本語能力試験 N1 の「認定結果及び成績に関する証明書」を提出してください。コピーは受け付けません。

証明書の発行につきましてはこちらをご覧ください。

<http://www.jlpt.jp/certificate/index.html>

やむを得ず原本を送る場合は、照合の上で原本を返却しますが、返却時期は合否結果通知の際となります。

Q6

日本語能力を証明するには、任意の様式で書かれたものでも構いませんか？

A6

当研究科では日本語能力試験 N1 以上の日本語能力を有する者であることが研究生受け入れ要件の一つであるため、日本語能力試験 N1 の「認定結果及び成績に関する証明書」を必ず提出してください。

やむを得ず提出できない場合は、その理由を明記した理由書を提出してください。

Q7

面接のため渡日する場合、ビザ発給のための手続きをしてもらえますか？

A7

渡航に関しては個々人の責任のもとでご自身で全ておこなってください。

当研究科では身元保証人になるなどの対応もしておりません。

Q8

指導を希望する教員とコンタクトを取りたいのですが、どのようにしたらいいですか？

A8

指導を希望する教員との事前相談は不要です。

各教員の連絡先やメールアドレスを教えることはできません。

Q9

学士号も修士号も持っていますが、その場合、どちらの卒業証明書類・成績証明書を提出すればいいですか？

A9

学部(学士号)の卒業証明書・成績証明書を送ってください。

Q10

日本政府(文部科学省)奨学金留学生なので、検定料は納入しなくていいですか？

A10

検定料については日本政府(文部科学省)奨学金留学生候補者の場合、納付不要です。

その場合、日本政府(文部科学省)奨学金留学生候補者であるという証明となるもの(一次選考通過の旨が記載された書類等のコピー)を同封してください。

なお、国費一次選考通過者の場合、文部科学省のスケジュールに合わせる都合上、選考時期を私費の出願者とは別途設けるなどの措置を取ることがあります。

国費一次選考を通過した時点から日本政府(文部科学省)奨学金留学生候補者とみなしますので、その段階で東京大学大学院教育学研究科学生支援チーム(gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp)へご連絡ください。

ただし、出願資格や提出書類については私費留学生出願者と全て同じ扱いとなります。

Q11

願書を持参し、窓口で直接提出することができますか？

A11

願書提出方法は、書留・速達郵便でのみ受け付けます。

Q12

願書の日本国内における連絡者は、誰を記入すれば良いですか。

A12

日本国内にいる親族等をご記入ください。

なお、日本にいる友人をご記入いただいても結構です。

※ 出願を希望する方は、出願要項をよく通読の上、手続きを行ってください。

出願期限を過ぎた場合や書類不備の場合は、いかなる理由があっても受け付けることができませんので、ご注意願います。

※ 電話によるお問合わせは誤解を生じることがありますので、ご遠慮ください。